

発行:クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067 広島県福山市西町二丁目 8-27 ポートビル 4F

TEL 084-983-1198 FAX 084-983-1197 e-mail info@kuroudo-sr.com

## トピックス 高齢者の雇用状況が公表されました

平成29年「高齢者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果が公表されました。

高齢者雇用安定法では、企業が定年を定める場合、その定年年齢を60歳以上とすることを義務付けています。

加えて、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」、「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講じることを義務付けています。

この調査は、これらの制度の実態を把握するため、同法の規定に基づいて行われているものです。



## 高齢者の雇用状況のポイント

主要な集計結果は次のとおりです(割合は、調査対象企業中の割合)。

- ・「65歳定年」としている企業⇒15.3%(前年比0.4ポイント増)
- ・「定年制の廃止」を実施した企業⇒2.6%(同0.1ポイント減)
- ・「66歳以上定年」としている企業⇒1.8%(同0.7ポイント増)
- ・「66歳以上希望者全員の継続雇用制度」を導入している企業⇒5.7%(同0.8ポイント増)
- ・70歳以上まで働ける企業⇒22.6%(同1.4ポイント増)

高齢者雇用安定法では、定年は60歳で、65歳までの雇用確保措置を各企業に義務づけていますが、この集計結果から、法定の義務を上回る制度を設けている企業が多いことが分かります。特に、70歳以上まで働ける企業(希望者全員というわけではありませんが、要件に該当する労働者・企業が求める労働者については70歳以上まで働ける企業)が増えていることが目立ちます。

各企業において、人手不足感が強くなっていることが影響していると思われます。

政府も、65歳以上への定年引上げ、希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入などを行った事業主を対象とした「65歳超雇用推進助成金(65歳超継続雇用促進コース)」を設けるなどして、高齢者が意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会の実現を後押ししています。



助成金を活用しつつ、定年延長などを行い、かつ、高齢者の知識や経験を生産性の向上につなげることができれば理想的ですね。ご質問、ご相談などがあれば、気軽にお声かけください。



## 労働関係指標

### 労働関係指標(全国 2017 年 9 月)

完全失業率	完全失業率 (季節調整値※1) <b>2.8%</b> (前月と同率)	有効求人倍率	有効求人倍率 (季節調整値※1) <b>1.52 倍</b> (前月と同ポイント)
就業者数 (季節調整値)	<b>6,550 万人</b> (前月差-15 万人)	定期給与※2	現金給与総額※3 (現数値) <b>267,427 円</b> (前年同月比+0.9%)

### 労働関係指標 (広島県 2017 年 9 月)

完全失業率※	2017 年 7 月～9 月平均 2018 年 1 月号にて掲載予定	有効求人倍率	有効求人倍率 (季節調整値※1) <b>1.84 倍</b> (前月差-0.01 ポイント)
就業者数※ (季節調整値)		定期給与※2	現金給与総額※3 (現数値) <b>264,344 円</b> (前年同月比-0.4%)

※ 広島県の完全失業率と就業者数の値は四半期毎に公表されています。

※1 季節調整値：前月からの変化を適切にとらえるため、季節変動の影響を除いた数値 (原数値から季節変動を除去した結果数値)

※2 定期給与：あらかじめ定められている支給条件と算定方法によって支給される給与のこと

※3 現金給与総額：「決まって支給する給与 (定期給与)」と「特別に支払われた給与 (特別給与)」の合計額

## THE 労務の疑問 Vol.6

### Q. 求人票より低い賃金で採用するのは OK ですか？

#### A. 労働者の合意がある場合に可能です。ただし・・・

ハローワークの求人票や新聞等の求人広告に記載された労働条件は、労働契約の申込みの誘引であり、これに対する求職者の応募行為が契約の申込みであると考えられています。そのため、求人票の労働条件は、そのまま契約における労働条件とはなりません。

あくまでも労働条件は労働契約締結時に会社と労働者の合意で決定するのが原則です。採用時に求人票記載の条件を変更したとしても、労働者から承諾を得さえすれば大きな問題には発展しないでしょう。例えば応募者本人と面接をした結果、会社の希望する人材要件を満たしていなかったため、採用条件を見直すといった場合もあるでしょうから。

ただし求人票記載と異なる条件で採用する場合には、どの部分がどのように異なるかをきちんと説明した上で、必ず「労働契約書」を締結してください。労働者が変更を承知の上で労働契約を結んだことを証明するためにも「労働契約書」の締結が重要です。

また、平成 26 年からハローワーク求人ホットラインが開設され、ハローワークでは求人票と実際の労働条件が異なる場合の対策が強化されています。ホットラインへ申出があった場合、事実確認の上、労働基準監督署や日本年金機構等と連携して、会社に対して是正指導が行われる可能性があります。

ホットラインへの申出の内容の上位は賃金に関することとなっており、労働契約の締結の際に合理的な理由もなく求人票記載の賃金よりも著しく低い賃金とするなど、労働条件を引き下げ場合はやはり注意が必要です。このような事態を避けるためにも、定期的に求人票の労働条件について見直しをされることをおすすめします。





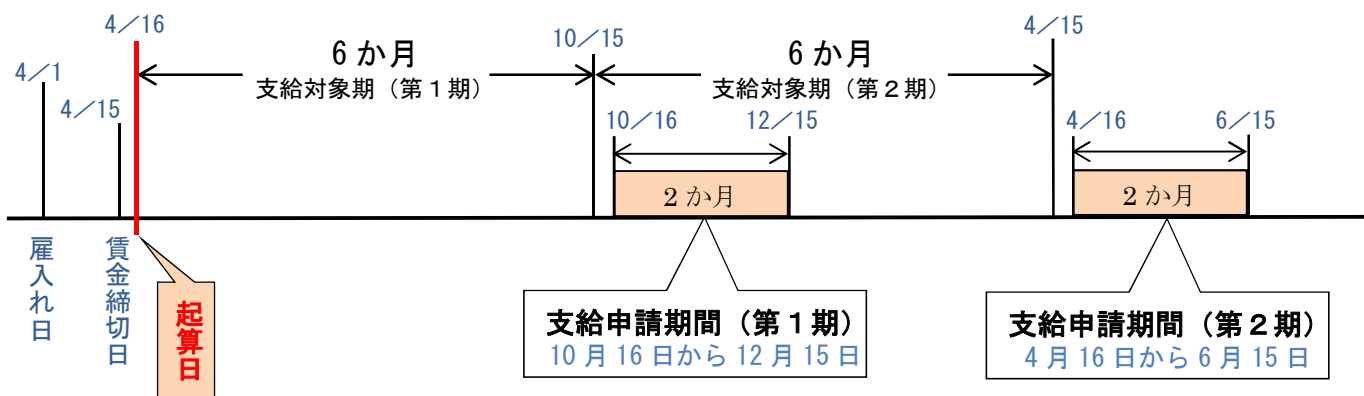
## 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)

就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる会社が利用できます。

### 鳥の目で見る

#### 助成金支給までのカンタンな流れ

【例：4月1日に中小企業事業主が高年齢者を雇入れた場合／賃金締切日：毎月15日】



### 虫の目・魚の目で見る

本助成金は高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワーク等（※）の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、最大 **240万円** 支給されます。

※ハローワーク、地方運輸局及び雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者または無料船員職業紹介事業者

下表の金額が、支給対象期（6か月）ごとに支給されます。

（中小企業に対する支給額・助成対象期間です）

対象労働者		支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外	高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	60万円	1年	30万円 × 2期
	身体・知的障害者	120万円	2年	30万円 × 4期
	重度障害者等（重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者）	240万円	3年	40万円 × 6期
短時間労働者	高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	40万円	1年	20万円 × 2期
	障害者	80万円	2年	20万円 × 4期

助成金の利用を検討される場合は、是非、当事務所にご相談ください。

## トビックス 確定拠出年金の掛金 拠出の単位が年単位に（平成 30 年 1 月～）

確定拠出年金の掛金は、月単位で拠出することとされていますが、平成 30 年 1 月からは、年単位で拠出することが可能となります。どのような改正が行われるのか、確認しておきましょう。



### 確定拠出年金制度の改正／掛金の拠出単位の年単位化

#### <改正のポイント>

	改正前	改正後
掛金の拠出時期	月単位で毎月	年 1 回以上、定期的に
拠出限度額の考え方	1 月につき拠出できる掛金の額	1 年間に拠出できる掛金の額の総額 (改正前の拠出限度額[月額]×12)
掛金の納付期限	翌月末日まで	・企業型確定拠出年金 企業型年金規約で定める日まで ・個人型確定拠出年金 個人型年金規約に定めるところによる

#### <解説>

確定拠出年金の掛金は、現在、月単位で拠出することとされていますが、来年 1 月からは、12 月から翌年 11 月までの 1 年間を単位として、複数月分をまとめて拠出することや 1 年間分をまとめて拠出することが可能となります。

なお、納付は、上記の 1 年間を翌月にずらした“1 月から 12 月まで”の範囲内で行うこととなります（税制の観点から、納付月ベースでは暦年が単位となります）。

**注①**「年 1 回以上、定期的に拠出」の要件を満たせば、年 2 回といった拠出も可能です。これまでと同様に毎月拠出とすることも可能です。

**注②**この改正は、平成 30 年 1 月から施行されるため、平成 29 年 12 月分の掛金（平成 30 年 1 月納付分の掛金）は、年単位化による拠出の対象となりません。したがって、改正初年においては、平成 30 年 1 月から 11 月まで（納付月ベースでは 2 月から 12 月まで）の 11 か月間が年単位化の対象となります（その期間の拠出限度額は、「改正前の拠出限度額[月額]×11」）。

この改正により、ボーナス月にまとめて掛金を納付するなど、加入者のニーズに合った掛金の納付が可能となります。

既に行われている企業型 DC で導入するためには、納付期限などについて、企業型年金規約の変更が必要となります。



#### お仕事 カレンダー 12 月



12/10

- 一括有期事業開始届の提出（建設業）  
主な対象事業：概算保険料 160 万円未満で、かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事
- 11 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

12/31

- 11 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 所得税の予定納税額の支払
- 10 月決算法人の確定申告・翌年 3 月決算法人の中間申告
- 翌年 1 月・4 月・6 月決算法人の消費税の中間申告